

# 平成26年度定例監査結果概要(上期)

平成26年12月1日

山梨県監査委員事務局

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

1 監査実施所属数 上期分141所属(年間定例監査対象所属数257所属)

2 監査対象期間 平成25年度

3 監査の実施期間 平成26年4月21日～平成26年9月4日

## 4 監査の方法

監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項(以下「重点事項」という。)を定めて監査を実施しており、今年度「扶養手当、通勤手当及び住居手当の認定及び認定後の確認は適切に行われているか。」を重点事項とした。

また、今年度は「手当等の返還が行われた場合に改善措置が適切に講じられているか。」を行政監査として定例監査と併せて実施している。

## 5 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
- ・意見 監査の結果に基づき組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項

## 6 監査の結果

指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分の集計は次のとおりである。

(区分毎の内訳は、別添県公報を参照)

指摘事項8件、指導事項150件、注意事項29件、意見1件 合計 188件

## 7 指摘事項の概要(詳細は別添県公報のとおり)

収入や支出など、著しく不適切な事務処理と認められるものが8所属で8件あった。

### (1) [税務課] (県公報 4ページ)

昨年度の定例監査において、自動車税分配情報作成業務委託契約は単価契約であるが、契約書に予定数量の記載がなかったことについて、指導事項となった。この指導に対する措置状況として、「各都道府県で同様な契約内容であることを踏まえ、予定数量の記載の可否について検討を行う。」と回答されていたが、適切な検討がなされておらず、今年度の監査においても同契約において、予定数量の記載がなく、昨年度指導事項としたことが改善されていなかった。(契約)

### (2) [福祉保健総務課] (県公報 5ページ)

昨年度の定例監査において、年末調整に係る所得税還付金が、給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していたことについて指導事項となっていたが、今年度の監査においても昨年度と同様に現金で支給された給料・手当5件(合計1,063,569円)が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しており、給与の支払い事務が改善されていなかった。(給与)

### (3) [森林環境総務課] (県公報 6ページ)

平成24年度の定例監査において、賃借物品であるファクシミリに係る財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかったことについて、指導事項となっていたが、平成25年度の監査においても賃借物品である臨時職員用パソコンについて、占有物品受入調書が作成されておらず、指摘事項とした。今年度においても賃借物品である森林情報管理基本システム機器等について、占有物品受入調書が作成されておらず、また契約期間が終了した賃借物品について占有物品払出調書が作成されていないなど、昨年度指摘事項としたことが改善されていなかった。(物品)

(4) [花き農水産課] (県公報 10ページ)

水産技術センターの土地貸付料の調定が6か月以上遅延していた。先数1件 118,320円(収入)

(5) [建築住宅課] (県公報 12ページ)

「県営住宅建物明渡等訴訟に要する経費」として支出した前渡資金の精算について、以下のとおり不適切な事務処理があった。

訴訟費用として、12人分の民事予納金を資金前渡したが、このうち1人について本人が死亡していることが確認されたため、この者についての訴訟を取り止め、民事予納金の支出は行われなかった。このため前渡資金に80,000円の残金が生じたことから、返納(れい入)することとして精算書を作成し、決裁を受けたが返納処理を行わず、そのまま現金を金庫に保管していた。

その後、改めて裁判所に死亡した者の申し立てを行うこととなったが、新たに支出負担行為伺いにより予納金を支出すべきところ、返納(れい入)のために保管していた現金で裁判所に予納金を納付していた。

その際、財務会計システムにおいて、前渡資金の残高を返納(れい入)することとして作成した精算書の決裁は既に完了していたことから、手書きの精算書で処理をしていた。(支出)

【所管課(出納局管理課)及び所属(建築住宅課)に対する意見】

前渡資金に残額が発生した場合、前渡資金精算書の決裁後、残金をれい入する事務処理を行う必要がある。

しかし、現行の財務会計システムでは、れい入を伴う前渡資金精算書の決裁後、引き続き、れい入伺いを作成しないと処理が終わらないシステムとなっていない。

このため、れい入を伴う前渡資金の精算において、残金がれい入されないまま長期間、金庫に保管されていても財務会計システムでチェックできる仕組みとなっていない。前渡資金精算書とれい入伺い作成処理の連携が図れる財務会計システムとなるよう検討されたい。

(6) [中北建設事務所(本所)] (県公報 13ページ)

収入に関する事務や給与に関する事務等、財務に関する事務について、指導事項に該当する事務処理が多数あった。

指導事項 7件 (収入1、給与4、財産2)

(7) [富士・東部建設事務所(本所)] (県公報 14ページ)

収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について、指導事項に該当する事務処理が多数あった。

指導事項 7件 (収入1、支出1、給与1、財産1、工事2、重点事項1)

(8) [警察本部] (県公報 17ページ)

雑部金の出納について、以下のとおり不適切な事務処理があった。

平成25年12月の特別賃金支給時に、12月中途に退職した職員から、控除する必要のない社会保険料を控除し返還処理がなされていないものなど、社会保険料に係る雑部金の受払に誤りがあり、残高が過大となっていた。(合計310,832円)(給与)

## 8 指導事項の内容(主なもの)

- |              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 収入(47件)  | 収入未済(33件)など                     |
| (2) 支出(24件)  | 補助金交付要綱に定める実績報告書の未提出(2件)など      |
| (3) 給与(11件)  | 所得税還付金の給与資金前渡職員口座への滞留(3件)など     |
| (4) 物品(10件)  | 占有物品の受払いに関する調書の未作成(6件)など        |
| (5) 財産(17件)  | 取得用地の未登記(10件)など                 |
| (6) 契約(28件)  | 契約条項の不備(違約金、予定数量等に関する条項)(21件)など |
| (7) 工事(10件)  | 変更契約に係る工事打合せ簿の未作成(5件)など         |
| (8) 重点事項(3件) | 諸手当の認定に係る確認書類の不備(2件)など          |

## 9 注意事項の内容(主なもの)

- |             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 契約(17件) | 契約書に貼付された印紙税額の誤り(11件)など       |
| (2) 給与(5件)  | 住居手当の認定に係る諸帳簿における日付の未記入(2件)など |